

佐賀県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城富士線	小城市小城町松尾字滝二一五三番二地先から 小城市小城町松尾字清水二一九七番二地先まで	平成二四・一二・二一